

社会福祉法人 一関南保育園

役員・役員等・その他の役員
報酬等規程

社会福祉法人 一関南保育園
役員・役員等・その他の役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人一関南保育園（以下「法人」という）定款第8条及び第19条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）、並びに理事長が認めた者（第三者委員、評議員選任・解任委員等）、の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬)

第2条 法人の役員等、及びその他理事長が認めた者対しての報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等、及び理事長が認めた者が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議又は法人業務を行う場合、一関南保育園旅費規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員と兼務する者には支給しない。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 1、この規定は平成29年4月1日から施行する。

平成30年5月31日 改訂